

●香川県告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、平成21年3月31日をもって、財田川防災組合から委託を受けていた公平委員会の事務の受託を廃止する。

平成21年1月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀